

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

平成27年1月発行 第98号

架空請求の「ワナ」に気を付けて！

■ 架空・不当請求の手口

あたかも契約が成立したかのように装って不安をあおり、あなたの方から連絡させるように仕向けて、連絡してきた人に名前や住所等の個人情報を聞きだそうとします。

＜ワンクリック請求の事例＞

無料のアダルト動画サイトにアクセスしたら、年齢確認ボタンが出たので「18歳以上」をタップ。

突然、料金請求画面が表示される。
画面下に「退会手続きはこちらから」のボタン。

退会できると思い、ボタンをタップする。

空メールが架空・不当請求事業者へ送信され、メールアドレスが把握されてしまう。以降、大量に料金請求のメールが届くことに・・・。



■ 架空・不当請求への対処

請求内容に疑問、不安を感じたら、
すぐに消費者センターに相談しましょう。

契約が有効に成立していないものにお金を払う必要はありません。

また、スマホ等に限らず端末からサイトにアクセスしたことで、OS のバージョンや IP アドレス等の情報をアクセス先のサイトに知られたとしても、それだけで事業者が個人を特定することはできません。

架空・不当請求事業者から料金の請求があっても、自分から連絡をしたり、お金を支払うことは絶対しないでください。

● 架空請求対策（東京都） <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/>

うっかり払い忘れて、保険が失効に！ 保険料を払い忘れ失効した医療保険。元に戻せないの？

【相談事例】

医療保険に入っていたが、保険料が預金残高不足で口座振替ができなかった。保険会社から「未納通知」が来ていたようだが気づかなかった。数か月過ぎてから保険会社に連絡をしたら、「失効になっている」と言われた。元に戻すことはできないのか。

【アドバイス】

保険契約の「失効」とは、契約の効力がなくなり保障が切れてしまった状態のことです。失効すると保険金や給付金は支払われません。保険料を一回支払わないとすぐに失効になるのではなく、払込猶予期間がありその期間までに支払わないと失効するようになっています。

事例のように、保険料が支払われない時は、保険会社から「未納通知」が来ますので、この時点で確認することが必要です。

一度失効した保険契約を再び有効にする「復活」の請求ができます。復活すると契約を以前の状態に戻すので、保険料や保障内容は失効前と同じになります。

復活させる条件

- 1、復活猶予期間内であること（医療保険の場合 1 年から 3 年）
- 2、健康状態が維持されていること

大きな病気をしたり怪我を負っている場合、健康診断で異常を指摘された場合などは、復活が認められない可能性が高くなります。保険会社によって基準が異なりますので、まずは保険会社にたずねてみましょう。

- 3、滞納分の保険料を一括で支払うこと

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を



相談専用
ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —
5608-1773

- 相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

- 相談時間…午前9時00分～午後4時30分

- 所在地…墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

